

○個人情報保護委員会告示第 号

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十二号）の施行に伴い、並びに個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十七日

個人情報保護委員会委員長 手塚 悟

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部改正

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (行政機関等編)</p> <p>目次 [略] <b>【凡例】</b> [略] ※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（<u>令和8年4月1日</u>）時点の条番号を示すものとする。</p> <p>1～3 [略] 4 適用の範囲 4-1 法第5章の規律対象となる主体</p>	<p style="text-align: center;">個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (行政機関等編)</p> <p>目次 [同左] <b>【凡例】</b> [同左] ※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（<u>令和7年12月12日</u>）時点の条番号を示すものとする。</p> <p>1～3 [同左] 4 適用の範囲 4-1 法第5章の規律対象となる主体</p>

[略]

#### 4-1-1 行政機関等

##### (1) 行政機関

「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法第2条第8項）。

- ① 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）  
及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第1号）（※）

機関	法律の規定
[略]	[略]
アイヌ政策推進本部	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号）第32条
新型インフルエンザ等対策推進会議	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第70条の2の2
[略]	[略]

（※）令和8年4月1日時点において存続するもの

- ② 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）

[同左]

#### 4-1-1 行政機関等

##### (1) 行政機関

「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法第2条第8項）。

- ① 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）  
及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第1号）（※）

機関	法律の規定
[同左]	[同左]
アイヌ政策推進本部	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号）第32条
国際博覧会推進本部	令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成31年法律第18号）第2条
新型インフルエンザ等対策推進会議	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第70条の2の2
[同左]	[同左]

（※）令和7年10月1日時点において存続するもの

- ② 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）

第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する次の機関（法第 2 条第 8 項第 2 号）

- ・ 公正取引委員会
- ・ 国家公安委員会
- ・ 個人情報保護委員会
- ・ カジノ管理委員会
- ・ サイバー通信情報監理委員会
- ・ 金融庁
- ・ 消費者庁
- ・ こども家庭庁

③～⑥ [略]

(2)～(6) [略]

4-1-2 [略]

4-2 [略]

5～11 [略]

第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する次の機関（法第 2 条第 8 項第 2 号）

- ・ 公正取引委員会
- ・ 国家公安委員会
- ・ 個人情報保護委員会
- ・ カジノ管理委員会
- [新設]
- ・ 金融庁
- ・ 消費者庁
- ・ こども家庭庁

③～⑥ [同左]

(2)～(6) [同左]

4-1-2 [同左]

4-2 [同左]

5～11 [同左]

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

#### 附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。